

こんなことで悩んでいませんか？

残業を減らしたいが、やり方が分からない。

新たに従業員を採用したいが、応募がなくて困っている。

いろんな助成金があるが、使い方が分からない。

新型コロナウイルス対策として、テレワークや時差通勤を実施したいのだが、就業規則は変更しなくていいのだろうか、従業員にはどう伝えたらいいのだろうか。

36協定の作り方が分からない。

「働き方改革」と言われても、そもそも労働関係の法律は複雑で何から手を付けたらいいか、分からない。

せっかく時間をかけて仕事を教えたのに、従業員が退職してしまう、どうしたら定着率を上げることができるのだろうか。

就業規則を見直したいが、どこから手を付けたらいいか分からない。



パートタイマーと正社員の賃金や手当をどう見直せば、不合理な待遇差を解消できるのか、教えてほしい。(同一労働同一賃金)

最低賃金が毎年上がり、どう対応したらいいか困っている。

そのお悩み、ぜひ専門家にご相談ください！



訪問相談サービスの流れ

— HOP —

貴社の状況把握



— STEP —

解決方法のご提案



— JUMP —

提案後のフォローアップ



相談は無料

1回2時間程度、3回の相談を標準としています。

社労士等の労務管理の専門家が労働時間の上限規制への対応や同一労働同一賃金の実現など、「働き方改革」に取り組む中小企業・小規模事業者を訪問して、ホップ・ステップ・ジャンプの3段階の相談支援により、解決に向けてサポートします。

各種施策への対応や助成金の活用など様々なお悩みについて、働き方改革推進支援センターにてワンストップで相談できます



◀相談のお申し込みはこちらから

相談をご希望の方は、働き方改革推進支援センターHPの「訪問相談申込フォーム」、もしくは別紙の申込書に必要事項を記入して、FAXにてお申し込みください。後日、担当する専門家から電話又はメールでご都合をお伺いさせていただきます。

働き方改革特設サイト

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top/>

お問い合わせ先: 全国社会保険労務士会連合会委託事業運営本部

E-mail: sr-jimukyoku@shakaihokenroumushi.jp

建設業の中小企業・小規模事業者の皆さま

専門家による訪問相談サービスを利用してみませんか。

NEXT WORK STYLE

働き方改革広がる



あなたの会社ではすでに準備を進めていますか？

～詳しくはこのパンフレットをお読みください。

2023(令和5)年4月1日から、中小企業でも月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が25%から50%に引き上げられます。

2024(令和6)年4月1日からは、いよいよ建設業にも時間外労働の上限規制が適用されます。

社労士等の労務管理の専門家があなたの会社を訪問して「働き方改革」を支援します。

働き方改革で魅力ある職場づくりを！

相談無料

オンライン相談も受付中



どんな相談ができるの？▶詳しくは次のページへ

感染症予防対策実施中

令和4年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(全国センター事業)

受託者:  全国社会保険労務士会連合会
JAPAN FEDERATION OF LABOR AND SOCIAL SECURITY ATTORNEYS ASSOCIATIONS

働き方改革推進支援センター

ひと、くらし、みらいのために
 厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

協力:  一般社団法人 全国建設業協会

